⑺　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑻　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑼　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無
⑿　契約書作成の要否　要
⒀　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒁　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価について、受注者の責により、申請した認定等の取り消しがあった場合等については、加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。
⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⒃　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記５⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒄　詳細は、入札説明書による。

7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toru Hocchi, Director General, South Kanto Defense Bureau, Ministry of Defense (MOD)
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Civil Engineering Work for Rainwater drainage (750) NAF Atsugi (JFY 2018)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 noon, June 20, 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 noon, September 7, 2018
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, South Kanto Defense Bureau, MOD, 5―57 Kitanaka-dori, Naka-ku, Yokohama-shi Kanagawa 231―0003, Japan. TEL 045―211―7143

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年６月１日
支出負担行為担当官
熊本防衛支局長　竹内　芳寿
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築追加工事
⑶　工事場所　鹿児島県奄美市
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
（Ａ地区）
・宿舎新設（鉄筋コンクリート造６階建て延べ面積約3,800㎡）に係る仕上げ工事　一式
・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　３棟　延べ面積　合計約100㎡）
・ゴミ置場新設　一式
・連れ越し費　一式
（Ｂ地区）
・宿舎新設（鉄筋コンクリート造３階建て延べ面積約1,800㎡）に係る仕上げ工事　一式
・自転車置場新設（鉄筋コンクリート造平屋建て　２棟　延べ面積　合計約50㎡）
・ゴミ置場新設　一式
・連れ越し費　一式
※仮設作業員宿舎等一式のリース引き継ぎ及び撤去工事を含む。
⑸　工期　平成31年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約150㎥、鉄筋　約10ｔ、板ガラス　約650㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課契約審査係に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑽　本工事は現に施工中（躯体工事等）である「奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築工事」の仕上げ工事等の残余部分に係る追加工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年６月１日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、奄美㉙宿舎（奄美地区）新設建築追加工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上であること。
⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上４階建て以上かつ、延べ面積2,300㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成15年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上２階建て以上かつ、延べ面積1,200㎡以上／棟の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。